令和８年度　第１回福島市廃棄物減量等推進審議会　会議記録書

１　日　時　　令和８年８月２８日（金）
　　14：30 開始～16：10 終了　所要時間 100 分
２　場　所　　福島市役所 庁議室（４階）
３　出席者　　委員８名、事務局１２名　マスコミ２名
４　会議録

	－第１回審議会－
次長	1　開会
	2　部長挨拶
部長	皆様こんにちは。環境部長の南澤でございます。 本日は、お忙しい中、令和８年度第１回目となる福島市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 本審議会は、一般廃棄物の減量及び資源化の推進など、本市のごみ政策に関する基本方針や重要な施策について、各分野からの専門的な知見や市民の皆様の視点に立ったご意見などをいただく、非常に大切な会議でございます。委員皆様のご指導、ご協力に重ねて感謝を申し上げます。 さて、本市のごみ排出量については、平成２７年度をピークに減少傾向が続いており、１人１日あたりのごみ排出量でみると、令和６年度に初めて 1,000ｇを下回り 996ｇとなるなど、この間のさまざまな取り組みにより、ごみの排出量は着実に減少しております。とはいえ、それでもなお、他の自治体との比較でみますと、福島市は全国平均より 157ｇ、県平均より 43ｇ多い状況にあり、全国的には依然として排出量の多いグループに位置している状況でございます。 ごみ処理有料化の導入については、平成 30 年に当審議会において「ごみの減量化・資源化の手段として、また、受益者負担の公平性の観点から、排出量目標を達成できなかった場合、ごみ処理の有料化もやむを得ない」との答申をいただき、その後、令和５年には目標が達成できなかったことを受けて、ごみ処理有料化の検討を進

	めるとの意見書を頂戴したところでございます。 　しかし、当時のコロナ禍等の状況等に鑑みて、有料化導入の時期は慎重に判断すべきという審議会のご意見も踏まえ、市としては有料化の導入を当面見送ることにしたというのが、これまでの経過でございます。 　市といたしましては、引き続き、創意工夫をしながら、ごみ減量化のさらなる推進に努め、有料化に関する検討については続けてまいりますので、引き続きのご指導方よろしくお願いいたします。 　本日の審議会では、はじめに各施策の昨年度の進捗状況について、次いで今年度の実施計画について、さらには来年度から始まる次期基本計画の素案について、ご審議いただきますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げます。 　結びに、委員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。 　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
	3　会長挨拶
会長	議長を務めさせていただいております樋口です。 　ただいま部長からもお話がありましたように、本日は昨年度の振り返りと反省、今年度の取組、そして今後 5 年間にわたる基本計画について審議するということで、非常に重要な会議となっております。 どうぞよろしくお願いいたします。
	4　議事 （1）令和 7 年度福島市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について
事務局	（資料により説明）
委員	ネット購入費などの助成がありますが、それ以外に、統一した看板を各ごみ集積所に設置することも必要ではないでしょうか。

	ごみ集積所についての認識を明確にするためにも、市で統一した看板を作成し、各町内会に配布していただければと思います。
事務局	ごみ集積所は町内会等で設置・維持管理していただいているため、市が看板を配布することについては予算上難しい部分があります。 ただし、今いただいたようなご意見もありますので、収集曜日やごみの出し方など、どの地域でも使用できる汎用的な様式を市で作成し、町内会で活用していただくことについては検討しております。
会長	委員は紙ではなくプラスチック製等のものを希望しているのではないでしょうか。
事務局	紙媒体で印刷できるものや、ダウンロードして使用できるものを作成し、必要に応じてラミネート加工するなどして活用いただけるよう検討したいと考えています。
委員	5 ページの「事業者のごみ排出ルールの広報・周知」について、当社にはそのような通知が届いた記憶がないのですが、どのような周知を行ったのでしょうか。
事務局	福島商工会議所と連携し、広報誌にごみ関係のチラシ・広報を掲載していただき、2 月から 3 月にかけて配布しました。 個別の事業者への対応については、まだ十分に行っておりませんので、今後検討していきたいと考えております。
会長	委員としては、資料が 1 日前に出されて、短期間で確認するのは難しい場合があります。重要な内容については、可能であれば早めに周知していただくことや、必要な情報を郵送するなどの対応も検討していただければと思います。

	今後、委員の皆様からご意見がありましたら、今回の会議に限らず、事務局にお伝えいただければと思います。
委員	令和 8 年度からネットとネットボックスの助成金額が多くなっていますが、市としてはネットボックスを推進しているのでしょうか。 道端などにある集積所が多いと思いますが、ネットボックスは邪魔にはならないのでしょうか。ホームセンター等で売っていますか。
事務局	カラス被害防止や町の環境美化に有効であるため、ネットボックスを推進していきたい考えです。設置場所については、電柱の脇など、各ごみ集積所の状況に応じて設置していただくことになります。大きさは、小型から大型まで様々なものがありますので、各町内会の集積所に合ったものを選んでいただければと思います。折り畳み式ですので、使用していないときには畳んでおくこともできます。 また、現在の申請状況を見ると、インターネットで購入される方も多く、様々な大きさや種類があります。価格は高いものでは 7 万円程度するものもありますが、申請実績では 3 万円程度のものが多く見受けられます。
会長	ありがとうございました。この件についても、今後何かございましたら、引き続き事務局にお伝えいただければと思います。
	（2）令和 8 年度福島市一般廃棄物処理実施計画について
事務局	（資料により説明）
委員	処理困難物についてですが、集積所に残された処理困難物につい

	て、現在は町内会が費用を負担して処理している場合があります。 市としては、どのように考えているのでしょうか。
事務局	ここに記載しているものは、市では収集・処分する手段がないものとして、処理困難物としています。 一方で、集積所に処理困難物が残され、町内会の皆様が対応に苦慮しているという話は伺っております。 他市の事例も参考にしながら、何らかの支援策を検討していきたいと考えております。
委員	手間を惜しむわけではありませんが、処理にはかなり経費がかかります。市として何らかの支援を検討していただければと思います。
事務局	検討した経過はあります。 ただし、市が直接助成や補助を行うことによって、処理困難物の排出を助長することにつながる可能性もあるため、慎重に検討する必要があります。現在、他の方法も含めて検討しているところです。
会長	私自身も区長として、地域で処理したことがあります。基本的には不法投棄に該当するケースもあり、警察案件として対応できる場合もあります。もちろん個別に追及することも必要ですが、市として、家電リサイクル券の購入補助や運搬費の補助などを行うことが難しいのであれば、不法投棄は犯罪であるということを、もう少し強く市民にアピールする必要があると思います。 議事録にもきちんと残していただき、今後の取組につなげていただければと思います。 また、他市町村で参考になる取組があれば、この委員会の場だけでなく、随時情報提供していただければと思います。
委員	全国的にも古着などの回収が進んできています。福島市でも、今

	後そうした取組を進めていただければと思います。
事務局	全国的な流れとして、古着等の回収が進んでいることは認識しております。福島市としても、具体的な方法については今後検討する必要がありますが、いずれ取り組んでいかなければならないものと考えております。
会長	審議会で毎回このやり取りが続いています。そろそろ進めるべきではないでしょうか。
委員	古着については量が出ているので、具体的な施策を実施していただきたいです。
委員	一般廃棄物では、紙類と生ごみが多いとされています。当社では生ごみはそれほど多くありませんが、紙類がごみ排出量の約 40%を占めていると聞いています。これを資源化できれば、かなりごみを減らせると思います。ただ、社内文書など、機密性のある紙類も多く、シュレッダーにかけたり細かくしたりして燃やすごみに出しているケースがあります。A4 サイズのコピー用紙など、古紙として回収できるものをリサイクルに回せればよいのですが、機密情報が含まれている場合、情報漏洩などの懸念があります。機密書類について、責任を持って処理・リサイクルしてくれる業者が身近にあれば、事業系ごみをかなり減らせると思います。
委員	民間には機密書類を処理している業者があります。一般的なシュレッダーでは紙の繊維が細かく分断されるため、資源化しにくくなりますが、機密書類を溶解処理する方法もあります。年 1 回程度、そうした処理を利用する事業者もあります。機密書類の処理については、市が直接サービスを提供するというより、民間の適切な処理ルートを事業者に周知することが現実的ではないでしょうか。

会長	自治体によっては、事業者向けのサービスを積極的に紹介しているところもありますので、福島市でも情報提供について検討していただければと思います。
委員	家電リサイクル法対象製品について、処分が難しいため、不法投棄につながるケースがあります。山間部などでは、テレビなどが不法投棄されている状況もあります。自然保護の観点からも非常に問題だと思いますので、対策を検討していただけないでしょうか。
事務局	不法投棄については、個人のモラルや意識の問題もありますので、市としては啓発が重要だと考えております。不法投棄については、福島市でも以前から課題として把握しております。実際には、個人が直接捨てるというより、業者が別の業態を装って入り込み、「回収します」「掃除します」などと声を掛け、家電リサイクルを適切に行うと偽って回収するケースもあります。また、市外へ持ち出して不法投棄するケースもあります。そのため、不適切な回収業者に依頼しないよう、市民への啓発を行っています。最近では、見積もりサイトなどを通じて安い価格を提示する業者もあり、入口では一般的な片付け業者に見えるケースもあります。市民側からも「別の場所に持って行ってほしいと言われた」などの相談があります。事業者と市民の双方に対して、適切な処理についての意識を高めるよう、今後も取り組んでいきたいと考えています。
会長	製品プラスチックの実証試験の結果も出てきて、それとは関係なく製品プラスチックの資源化に向けて進めなくてはいけないと思いますが、見通しのようなものはお聞かせいただけるのでしょうか。
事務局	報告で詳しく説明いたしますが、見通しとしては、集めた後の処理の業者やルートが確立されれば、回収を開始できるという状況です。今はルートの構築を進めており、どうしても民間の業者さんの

	進捗度合が関わってきますので、以前、時期を示した時期もありましたが、令和９年、１０年を目標に進めています。
会長	製品プラスチック回収は、市でやれることなので、市でどう判断するか、要はそのあとの搬入先がどこになるかということですが、これはもう本当に去年ごろから大きく変わってきており、一般廃棄物の製品プラの取り合いが起きている地域もあります。 つまり、高カロリーの資源なので、熱発電の事業者や、マテリアルリサイクルの事業者等も欲しいと言っていたりします。2 年ぐらい前まででしたら、福島県は、千葉や埼玉まで持っていかなければ処理できないといった話でしたが、今はもう、県内にもいくつか事業者があり、県内でも、全国に展開してるようなプラスチックリサイクル業者さんもいるので、早めに取り組めるのではと思います。 検討といっても、複数社をというのではなく、一番高く買ってくれる業者だから、或いは安く処理してくれる業者だから、といった理由で業者を選び、その業者が処理する責任と能力があるかをチェックするだけですので、下手したら、来年度からできるのではないかと思います。 厳しいことを言えば、このことに関しては、福島市は福島の県庁所在地でもありますから、福島県全体に与える影響も大きいため、ぜひ進めていただきたいと思います。 仙台市さんは財政の規模も違うとは思いますが、早々に実施し、通常収集と同じようにやっていらっしゃいます。 全国の県庁所在地の市でも、進めているところが非常に多くなってきています。福島市はごみが多いと全国の人に言われ我慢ならないところまで市民が来ているのではないでしょうか。 市民は努力しているので、一方でそういう大きなものについての努力を市役所、事務局の方でやっていただけると非常にバランスよく進めると思います。ぜひ、具体的にこうするといったことを書いて進めていただきたいと思います。

	（3）福島市一般廃棄物処理基本計画素案について
事務局	（資料により説明）
会長	この意見はいつ頃いただいたものでしょうか。
事務局	令和 7 年 11 月にいただいたものです。
会長	分かりました。
委員	41 ページについて、説明を聞いても少し分かりにくいところがあります。
事務局	41 ページの「3-2 基本方針・基本施策の体系」の一番最後の 3 行が、今回追加した部分です。「市民一人一人の深い理解と主体的な意識を持ち、行動に移すことが重要である。そのために、届き、伝わる広報を基本施策全体に関わるものとして位置付ける」という趣旨を記載しています。
会長	意見に対して回答したことにはなっていますし、基本計画としてはこのように書くことになるのかもしれません。ただ、もう一段具体的にしていただきたいと思います。例えば、具体的な取組をいくつか盛り込まないと、この計画を読んだだけでは、何を実施するのか分かりにくいのではないでしょうか。基本計画なので詳細については個別計画で定めるという考え方も分かりますが、全体的に抽象的な表現が多く、「玉虫色」に見えてしまう懸念があります。
委員	その通りで、きれいにまとまっているのですが、自分が委員をやめたときに、次の委員の方に、今、会議で主張していることがどれだけ伝わるのか、実施計画、実際の施策でどのように反映されるの

	か等がわかりません。基本計画に基づいて、個別・具体的な施策を確実に実施するという市の姿勢を、もう少し明確に示していただければと思います。
会長	事務局には、それを踏まえて修正に努めてもらいたいと思います。
事務局	ご指摘のとおり、基本計画ですので大きな方向性を示すものとなっています。具体的な施策については、この計画に基づいて個別に進めていく考えです。一方で、今回いただいたご意見を踏まえ、具体的な取組が見えるようにできる部分については、今後の修正の中で検討したいと思います。 今回、44 ページから 45 ページにかけて「周知啓発の推進」という表現を主な施策として新たに追加しておりますが、これについても、さらに具体的な取組を盛り込めるか検討していきたいと考えています。
委員	小学生など、若い世代への環境教育をもっと進めていただきたいと思います。私の所属する NPO 法人でも、小学生を対象とした取組を行ったことがありますが、子どもたちは思っている以上に環境問題への意識が高いと感じました。例えば、ごみ対策をテーマとした小学生作文コンクールや、幼稚園・小学校などで、ごみの分別やリサイクルの仕組みを紙芝居などで紹介する取組も効果的だと思います。クリーンセンターの施設見学も非常に良い取組ですが、その前段階として、子どもの頃からごみに関する知識を身に付けてもらうことが重要だと思います。 若い世代への環境教育・啓発について、ぜひ充実させていただきたいと思います。
事務局	委員のおっしゃるとおり、子どもの世代への環境学習は非常に重要だと考えております。現在も、小学校 4 年生を対象とした環境学

	習や、施設見学、出前講座などを実施しています。 　今後は、現在行っている取組に加え、委員からいただいたご意見を参考に、さらに拡充できる取組について検討していきたいと思います。
委員	1人1日当たりのごみ排出量について伺いたいと思います。現実問題として、皆さんの家庭では1日にどのくらいごみを出しているでしょうか。私は実際に自分の家庭のごみを測ってみました。2人暮らしですが、1週間で3キログラム程度でした。1人1日当たり700グラム、800グラムという数字が出てくることについて、実際の家庭から出るごみとしては、かなり多い印象があります。 　皆さんは家庭から出るごみを測ったことがありますか。
会長	私自身は測ったことはありません。 　ただし、45リットルのごみ袋がどの程度の重量になるかという知識はありますので、何袋出したかを考えて、家族の人数からおおよその量を把握するようにはしています。
委員	市の示している1人1日当たりの排出量には事業系ごみも含まれているのでしょうか。
事務局	はい。事業系ごみも含めた数値となっています。
委員	そうであれば、家庭から出るごみだけではなく、事業を営む上で発生する事業系ごみも含まれているということですね。 　市民自身が自分の家庭からどのくらいごみを出しているのか分からないまま、「1人1日当たり〇グラム」という数字だけが独り歩きしているようにも感じます。 　自分たちが実際にどのくらいごみを出しているのかを「測る」ことが重要ではないでしょうか。

会長	前回の審議会でも、「測ることが重要」という話があったと思います。今回の基本計画にも「測る」という考え方が入っているとのことですが、実際に読んでみると、十分に伝わっていないように感じます。ごみを減らすためには、まず現状を測ることが必要です。 特に事業系ごみについては、ある程度データを取っているということでしたので、市民にも分かりやすく「測る」ことの重要性を示していただきたいと思います。 基本計画は、市として「これから取り組む」という意思を示すものでもありますので、より具体的な記載を検討していただきたいと思います。
委員	質問ですが、学校給食の残飯量などについて、把握されていますでしょうか。
事務局	学校給食から出るものについては事業系ごみという扱いになりますので、統計を取ることは可能だと思います。 担当課に確認した記憶がありますが、詳細については改めて確認したいと思います。
委員	計画の 60 ページに、食品ロス削減の取組として「組成分析による実態把握」とあります。先ほどの子どもへの環境教育という話にもつながりますが、子どもたちが自分事として捉えられるよう、学校給食の食べ残し量などを具体的に示すことで、食べ残しを減らすことや、メニューの工夫などにつながるのではないでしょうか。 また、基本計画の中にコラムのような形で、福島市のごみの実態や学校給食の残食量など、具体的な数字を紹介すると、計画を読む人にも分かりやすく、啓発効果もあると思います。 可能であれば検討していただきたいと思います。
会長	そうしましたら、ここで、事務局の方から、「福島市一般廃棄物処理基本計画（素案）への意見について」について、説明いただい

	てよろしいでしょうか。
事務局	今回の計画については、前回の審議会で委員の皆様からいただいた意見と、その反映状況を中心に説明しました。 現在お渡ししている素案はかなりボリュームがあり、この場の短い時間で全てをご確認いただくことは難しいと思います。 そのため、9 月 9 日を期限として、皆様からご意見をいただきたいと思います。 紙での提出でも、メールでの回答でも結構です。メールで回答される場合は、事務局にご連絡いただければデータを送付いたします。 よろしくお願いいたします。
	5 報告 （1）製品プラスチックの分別回収開始に向けた現状と課題及び実証試験結果について
事務局	（資料により説明）
会長	資料 4 ページについて確認です。 令和 6 年度と令和 7 年度では、調査対象品目が異なっていますが、市民に対する周知も異なる内容だったのでしょうか。
事務局	令和 6 年度、令和 7 年度ともに、市民の皆様に分かりやすいようイラスト入りのチラシを配布しました。令和 6 年度は、基本的にプラスチックが使われていればよいといった表現であったため、大部分がプラスチックではないものも排出されていました。 令和 7 年度は対象品目を大部分、または全部プラのものといった表現に変え、より厳密にしたため、リサイクル対象となるプラスチック製品が多く排出される結果となりました。

会長	令和 6 年度と令和 7 年度で回収量が減っていますが、初年度は「せっかくだから家にある不要なプラスチックを出そう」と考えた市民が多かったのではないでしょうか。2 年目は、そもそも出すごみが少なくなったという可能性もあると思います。この点について、どのように分析されていますか。
事務局	令和 6 年度は初めての実証事業だったこともあり、多くの方が積極的に排出された可能性があります。令和 7 年度は前年度にも実施したことから、より実態に近い排出量になったものと考えています。
会長	令和 6 年度と令和 7 年度で容器包装プラスチックの量はほぼ同じ１，９００トン出ている一方、製品プラスチックの量は大きく減っています。令和 7 年度は対象を厳密にしたことから、製品プラスチックとして計上されたものは、より純粋な製品プラスチックの量になっているという理解でよいでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです。
会長	クリーンセンターの改修が必要になるのは、単に製品プラスチックを回収することで量が増えるからだけではなく、製品プラスチックの中に金属などの異物が混入する可能性があり、それを破砕・選別するための設備や人員が必要になるということでしょうか。
事務局	施設改修の必要性については、今後クリーンセンターと協議する必要がありますが、現在も容器包装プラスチックについては手選別を行っています。製品プラスチックを新たに受け入れる場合、手選別の人員を増やす必要が生じる可能性があります。
会長	市のルートで処理する場合には、選別等を市で行う必要がある一

	方、民間事業者に依頼すれば選別等も含めて処理してもらえる可能性があります。ただし、その場合は費用が高くなる可能性もあります。そうした点も含め、長期的に比較・試算していく必要があるということですね。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。 令和 8 年度以降、具体的な検討を進め、なるべく早く導入に向けた方向性を固められるよう努めてまいります。
委員	2 年間実証実験を経たので、企業が欲しいと思っているうちに実現してほしいと思います。
会長	ありがとうございました。本日予定されていた議題は以上です。本日の審議全体を通して、委員の皆様から何かございますか。 それでは、議事を終了いたします。 以上で座長の任を解かせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。
次長	会長には長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様からも様々なご意見をいただき、ありがとうございました。本日いただいたご意見については、今後の取組に生かしてまいります。 また、基本計画素案については、9 月 9 日までにご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	6　その他
次長	それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。
事務局	次第にはございませんが、直近の市のごみ政策に関連する取組について報告いたします。 福島市では、自治振興協議会において地域の代表者の皆様と意見

	交換を行っております。 　今年度は 6 月から 8 月にかけて開催しましたが、その中で、ごみに関する意見・質問が多く寄せられました。 　主なものとしては、 ・ごみ集積所の維持管理 ・残置ごみへの対応による地域負担 ・集合住宅からのごみ出しや集積所の設置 ・ごみ分別や適正な排出ルールの周知徹底 ・町内会に加入していない方や外国人市民への周知 ・事業系ごみが町内会の集積所に排出される問題 などがありました。 　また、今年度から新たな取組として「対話集会」を公開型で開催しています。8 月から来年 2 月までを予定しており、8 月には東部・大波地区及び吾妻地区で開催しました。対話集会では、分別・ごみ出しルールの周知徹底や広報についての意見が多く、 ・ルールが守られていない ・収集曜日が異なるごみが出されている ・事業系ごみが出されている ・区域外からごみが持ち込まれている ・分別方法が分かりにくい ・周知・広報をさらに強化してほしい といった意見が寄せられています。 　自治振興協議会や対話集会でいただいた意見を踏まえ、今後の取組につなげていきたいと考えております。報告は以上です。 　続いて、今後の予定について説明いたします。 　繰り返しになりますが、9 月 9 日を目途に、基本計画素案について皆様からご意見をいただきたいと思います。いただいたご意見を踏まえて素案を修正し、11 月頃に改めて皆様へ提示する予定です。 　可能であれば 11 月頃までに素案を完成させ、その後パブリックコメントを実施し、年明けの 2 月頃に答申をいただきたいと考えて

	おります。よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
次長	今回もご指摘いただきましたが、次回の審議会に向けては、資料をじっくりご覧いただいた上で会議に臨んでいただけるよう、できるだけ早めに資料をお送りしたいと考えております。 これまでも何度かご指摘いただいておりますので、次回はなるべく早めの送付を心掛けます。 それでは、以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回福島市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。 本日はどうもありがとうございました。